

居宅介護支援 契約書

医療法人社団平郁会 指定居宅介護支援事業所そよ風

重要事項説明書(居宅介護支援事業所)

1 法人及び事業所の概要

名称・法人種別	医療法人社団平郁会
代表者名	理事長 大田 和枝
所在地	東京都中央区東日本橋1丁目1-7 京王東日本橋ビル2階
電話番号	03-5846-9455
設立	平成14年2月

事業所名	指定居宅介護支援事業所 そよ風
所在地	北海道札幌市清田区清田1条4-5-52
電話番号	011-888-0808
事業者指定番号	0170515621
サービスを提供する実施地域 ※	清田区、豊平区、白石区、厚別区、南区、北広島市大曲

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

2 事業所の職員体制

職種	人 員
介護支援専門員	1名以上（1人は管理者を兼務）

3 営業時間

区分	平日	土・日・祝日
営業時間	8:30～17:30	休日

(注)年末年始(12/30～1/3)は、「休日」の扱いとなります。

4 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

別紙2「サービス提供の標準的な流れ」参照

利用者は、介護支援専門員に対して、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができ、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について、いつでも説明を求めることができます。また、ご希望があれば、前6ヶ月間において当事業所が作成した計画総数のうち、訪問介護等が位置づいた計画数やサービス事業者の割合等の説明を聞くことができます。

5 利用料金

(1) 利用料(ケアプラン作成料)

居宅介護支援については、原則として全額保険給付で、自己負担はありません(法定代理受領)。ただし、介護保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合には、下記の居宅介護支援に基づく費用を全額負担していただきます。費用は、厚生労働省が定めた介護報酬単位に地域区分割合を乗じた金額になります。なお、当事業所より発行するサービス提供証明書を保険者(各市町村)に提出することで、払い戻しを受けることができます。(償還払い)

介護報酬種類	単位数
居宅介護支援費(要介護1、2)	1,086単位
居宅介護支援費(要介護3～5)	1,411単位
初回加算	300単位
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位
通院時情報連携加算	50単位

介護報酬種類	単位数
入院時情報連携加算(Ⅰ)	250単位
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200単位
退院・退所加算(Ⅰ)	450単位／600単位
退院・退所加算(Ⅱ)	600単位／750単位
退院・退所加算(Ⅲ)	900単位

※2024 年 4 月 1 日現在

(2) 交通費

交通費はかかりません。

(3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、解約についての料金はかかりません。

6 相談窓口、苦情対応

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

電話番号	011-888-0808
管理者	〇〇 〇〇
受付時間	月～金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで（祝日・年末年始除く）

当事業所以外に市区町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

① 札幌市保健福祉局保健福祉部介護保険課

住所：札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所内）

電話：011-211-2972 FAX：011-218-5117

② 北海道国民健康保険団体連合会 総務部介護障害者支援課企画・苦情係

住所：札幌市中央区南2条西14丁目（国保会館内）

電話：011-231-5175 FAX：011-233-2178

7 事故発生時の対応

介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告します。

8 虐待防止の措置

(1) 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果の周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 前号の措置を適切に実施するための担当者を置きます。

(2) 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに関係機関へ相談・通報します。

9 訪問診療サービスを利用する上での注意点

次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、サービス利用は終了するものとします。

- (1) 問診療サービスの自己負担金または利用料滞納が発生し、一定の期間を定め、支払いの申し入れを行った後、当クリニックへの自己負担金または利用料を支払わないとき。
- (2) 患者様またはその関係者による当クリニックおよび職員への過剰な要求、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、暴力等の人権を侵害する行為が認められ、当クリニックから改めるよう求めたにもかかわらず、その改善がみられなかったとき。
- (3) 患者様またはその関係者と当クリニックおよび職員の信頼関係が損なわれ、健全かつ円滑なサービスの提供が困難となったとき。

10 第三者評価

実施状況 無

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画を作成してサービス提供を行う際の説明を行います。

1 提供する居宅介護支援について

- ・利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2 要介護認定後の契約の継続について

- ・要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この別紙に定める内容については終了することとなります。

3 要介護認定の結果、自立（非該当）となった場合の利用料について

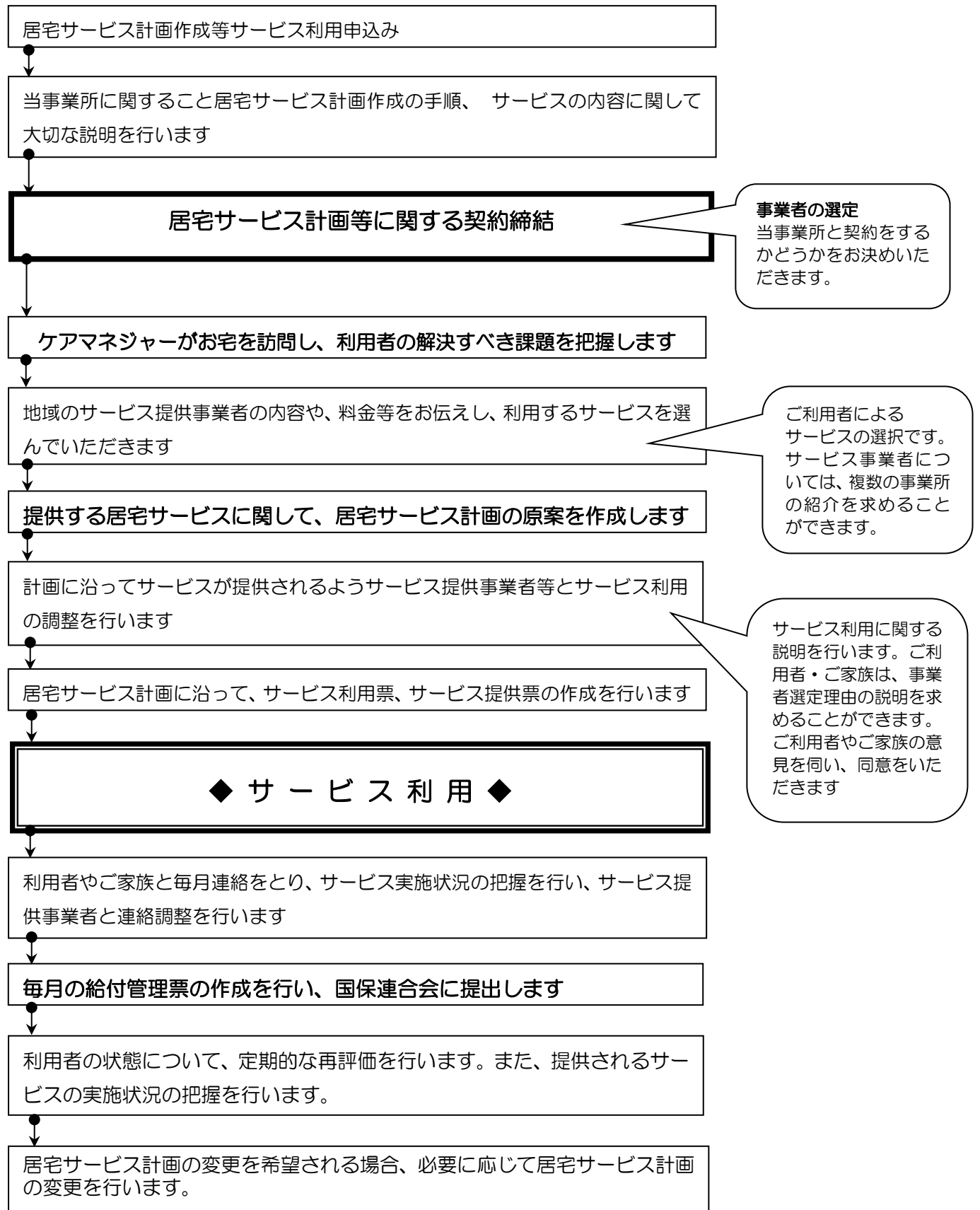
- ・要介護認定等の結果、自立（非該当）となった場合は、利用料をいただきません。

4 注意事項

- ・要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。
- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
 - (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

別紙 2

サービス提供の標準的な流れ



居宅介護支援の契約について

____様（以下、「利用者」という。）と医療法人社団平郁会の営む指定居宅介護支援事業所そよ風（以下、「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおりとします。

第1条(契約の目的)

事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

第2条(契約期間)

- 1 この契約の契約期間は、契約締結日にかかわらず、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 要介護認定の有効期間が更新された場合は、契約期間もその期間に準じて更新したものとみなします。
- 3 契約満了日まで利用者から事業者に対して契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条(介護支援専門員)

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、利用者にもその名前を通知します。また、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立にケアマネジメントを行います。

第4条(居宅サービス計画作成の支援)

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑤ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第5条(経過観察・再評価)

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者およびその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

第6条(施設入所への支援)

事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

第7条(居宅サービス計画の変更)

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

第8条(給付管理)

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

第9条(要介護認定等の申請に係る援助)

- 1 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

第 10 条(サービスの提供の記録)

- 1 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、法に定められた期間(市町村独自基準を含む)保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第 1 項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第 1 項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
- 4 第 12 条 1 項から 3 項の規定により、利用者または事業者が解約を通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

第 11 条(料金)

原則として全額保険給付のため、自己負担はありません。(法定代理受領)

ただし、利用者の介護保険料滞納等により法定代理受領ができない場合は、別紙『重要事項説明書』で定める所定の利用料を事業者に支払うものとします。

第 12 条(契約の終了)

- 1 利用者は、事業者に対して、通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、契約者の著しい不信行為が非協力などにより、この契約の目的を達することが困難となった場合は必要相当の予告期間をもってこの契約を解約することができます。
- 3 事業者は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背任行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者が小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合
 - ③ 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
 - ④ 利用者が死亡した場合

第 13 条(秘密保持)

- 1 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために個人情報サービスをサービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

第 14 条(賠償責任)

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第 15 条(身分証携行義務)

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第 16 条(相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第 17 条(善管注意義務)

事業者は、業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第 18 条(本契約に定めない事項)

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第 19 条(裁判管轄)

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第 20 条(事故発生時の対応)

介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告します。

個人情報の取り扱いについて

<個人情報保護の趣旨>

当事業所が保有する利用者及びそのご家族に関する個人情報については、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

<個人情報利用範囲>

利用者及びそのご家族の個人情報利用については、解決すべき問題や課題など、情報を共有する必要がある場合、および以下の場合に使用させていただきます。

- ・適切なサービスを円滑に行うために、連携が必要な場合の情報共有のため
- ・サービス提供に掛かる請求業務などの事務手続き
- ・サービス利用にかかわる管理運営のため
- ・緊急時の医師・関係機関への連絡のため
- ・ご家族及び後見人様などへの報告のため
- ・当事業所サービスの、維持・改善にかかる資料のため
- ・当事業所の職員研修などにおける資料のため
- ・法令上義務付けられている、関係機関からの依頼があった場合
- ・損害賠償責任などにかかる公的機関への情報提供が必要な場合
- ・特定の目的のために同意を得たものについては、その利用目的の範囲内で利用する

- 重要事項説明書(居宅介護支援事業所)
- 居宅介護支援の契約について
- 個人情報の取り扱いについて

以上の内容について説明を受け、内容を確認、同意しました。

____年 ____月 ____日

【ご利用者】

施設名 または ご自宅住所 _____

氏名 _____

利用者は、身体状況等により署名が困難なため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

【署名代筆者】

住所 _____

氏名 _____

【ご家族】

住所 _____

氏名 _____

【事業者】

住所 北海道札幌市清田区清田 1 条 4-5-52 _____

名称 指定居宅介護支援事業所 そよ風 _____

管理者 ○○ ○○ _____

説明者 _____